

指定通所リハビリテーション運営管理規程
(介護老人保健施設そよかぜ)

第1章 事業の目的及び運営方針

(事業の目的)

第1条 医療法人松栄会介護老人保健施設そよかぜ（以下『そよかぜ』という）が行う指定通所リハビリテーションは要介護状態となった場合においても、可能な限り居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、理学療法・作業療法・その他必要なりハビリテーションを行うことにより利用者の心身の機能の維持回復を図ることを目的とする。

(運営方針)

第2条 指定通所リハビリテーションは利用者の心身の状況、希望及びそのおかれている環境等を踏まえてその目標を設定し、計画的に行わなければならない。

2 指定通所リハビリテーションの提供にあたっては、医師の指示及び通所リハビリテーション計画に基づき、利用者の心身の機能の維持回復を図り、日常生活の自立に資するよう妥当適切に行う。

3 指定通所リハビリテーションの提供にあたっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者及びその家族に対し、療養上必要とされる事項について、理解しやすいように指導説明を行う。

4 指定通所リハビリテーションの提供にあたっては、常に利用者の病状、心身の状況及びそのおかれている環境の的確な把握に努め、利用者に対し適切なサービスを提供する。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は次のとおりとする。

- 1 名称 介護老人保健施設 そよかぜ
- 2 所在地 熊毛郡田布施町大字宿井4 1 4 番地の5

第2章 従業者の職種・員数及び職務内容

(従業員の職種・員数及び職務内容)

第4条 従業員の職種・員数及び職務内容は次のとおりとする。

- 1 医師 1名
利用者の健康管理及び適切な医療処置にあたる。
- 2 理学療法士 3名
理学療法業務にあたる。
- 3 作業療法士 1名
作業療法業務にあたる。

- 4 看護職員 4名
利用者の保健衛生並びに看護業務を行う。
- 5 介護職員 6名
利用者の日常生活全般にわたる介護業務を行う。
- 6 栄養士 2名
利用者の健康維持のための栄養管理にあたる。
- 7 調理員 6名
調理業務にあたる。
- 8 事務職員 2名
利用者などに対する事務処理を行う。
- 9 用務員 4名
警備等の業務にあたる。

第3章 営業日及び営業時間

(営業日及びサービス提供時間)

第5条 営業日及びサービス提供時間は次のとおりとする。

営業日 月曜日～土曜日 但し12月31日及び1月1日～3日は除く

サービス提供時間 9：00～16：00 (但し、サービス延長の場合は19：00まで)

営業時間 8：30～17：00

第4章 指定通所リハビリテーションの利用定員

(指定通所リハビリテーションの利用定員)

第6条 指定通所リハビリテーションの利用定員は次のとおりとする。

利用定員 25名

第5章 指定通所リハビリテーションの内容及び利用料その他費用の額

(内容及び手続きの説明及び同意)

第7条 指定通所リハビリテーションの提供の開始に際し、利用申込者及び家族に対し運営規程の概要、介護職員等の勤務の体制等その他利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、利用者の同意を得るものとする。

(提供拒否の禁止)

第8条 利用申込にあたっては、正当な理由なしに指定通所リハビリテーションの提供を拒んではならない。

(サービス提供困難時の対応)

第9条 通常の事業実施地域等を勘案し、利用申込者に対し自ら適切な指定通所リハビリテーションを提供することが困難であると認めた場合は、当該利用申込者に係る居宅介護

支援事業者への連絡、適切な他の指定通所リハビリテーション業者等の紹介その他必要な措置を講じなければならない。

(受給資格等の確認)

第10条 指定通所リハビリテーションの提供を求められた場合は、被保険者証によって、被保険者資格、要介護認定等の有無及び有効期間を確認すると共に認定審査会意見が記載されているときは、当該意見に配慮した施設サービスの提供に努めなければならない。

(要介護認定等の申請に係る援助)

第11条 指定通所リハビリテーションの提供の開始に際し、要介護認定等を受けていない利用申込者については、当該利用者の意向を踏まえて速やかに申請が行われるよう必要な援助を行わなければならない。

2 居宅介護支援が行われていない等の場合であっても必要と認めるときは、要介護認定の更新の申請が、遅くとも当該利用者が受けている要介護認定等の有効期間が終了する30日前にはなされるよう必要な援助を行わなければならない。

(心身の状況等の把握)

第12条 指定通所リハビリテーションの提供にあたっては、利用者に係る居宅介護支援事業者が開催するサービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、そのおかれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。

(通所リハビリテーション計画の作成)

第13条 医師等の指定通所リハビリテーション従業者は、診療、運動機能検査、作業能力検査等を基に、利用者の心身の状況、希望及びそのおかれている環境を踏まえて、リハビリテーションの目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した指定通所リハビリテーション計画を作成しなければならない。

2 医師等の従業者は、それぞれの利用者に応じた指定通所リハビリテーション計画を作成し利用者及びその家族に対し、その内容等について説明し同意を得るとともに交付しなければならない。

3 指定通所リハビリテーション計画の作成にあたっては、既に居宅サービス計画が作成されている場合は、当該計画の内容に沿って作成しなければならない。

4 指定通所リハビリテーション従業者は、それぞれの利用者について、指定通所リハビリテーション計画に従ったサービスの実施状況及びその評価を診療記録に記載する。

(居宅サービス計画に沿ったサービスの提供)

第14条 居宅サービス計画が作成されている場合は、当該計画に沿った指定通所リハビリテーションを提供しなければならない。

(居宅サービス計画等の変更の援助)

第15条 利用者が居宅サービス計画の変更を希望する場合は、当該利用者に係る居宅介護支援事業者への連絡その他の必要な援助を行わなければならない。

(サービス提供の記録)

第16条 指定通所リハビリテーションを提供した際には、サービスの提供日及び内容、居宅介護サービス費その他必要な事項を利用者の居宅サービス計画を記載した書面又はこれに準ずる書面に記載しなければならない。

(保険給付の請求のための証明書の交付)

第17条 法定代理受領サービスに該当しない指定通所リハビリテーションに係る利用料の支払を受けた場合は、提供したサービスの内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に交付しなければならない。

(利用者に関する市町への通知)

第18条 指定通所リハビリテーションの利用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、遅滞なく意見を付してその旨を市町に通知しなければならない。

一 正当な理由なしに指定通所リハビリテーションの利用に関する指示に従わないことにより、要介護状態等の程度を増進させたと認められるとき。

二 偽りその他不正な行為によって保険給付を受け、又は受けようとしたとき。

(緊急時等の対応)

第19条 指定通所リハビリテーションの提供を行っているときに利用者の病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治医への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。

(利用料等の受領)

第20条 法定代理受領サービスに該当する指定通所リハビリテーションを提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該指定通所リハビリテーションに係る居宅介護サービス費用基準額すなわち厚生労働大臣が定める基準で算定された費用合計額から、そよかぜに支払われる居宅介護サービス費用基準額を控除して得られた負担割合部分の支払を受けるものとする。

2 法定代理受領サービスに該当しない指定通所リハビリテーションを提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額と指定通所リハビリテーションに係る居宅介護サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。

3 前2項の支払を受ける額のほか、次の各号に掲げる費用の額の支払を利用者から受けることができる。

一 利用者の選定により第21条に定める通常の事業の実施地域以外の地域に居住する利用者に対して行う送迎に要する費用 (1km当たり) 20円

二 通常要する時間を越える指定通所リハビリテーションであつて、利用者の選定に係るものの提供に伴い必要となる費用の範囲内において、通常の指定通所リハビリテーションに係る居宅介護サービス費用基準額を越える費用

三 食費 (1回当たり) 820円

四 紙おむつ代 (1枚当たり) 大 80円 中 60円 小 40円

パンツ型 (L) 150円 パンツ型 (LL) 170円

五 前各号に掲げるもののほか、指定通所リハビリテーションにおいて提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められる費用

4 前項の費用の額に係るサービスの提供にあたっては、あらかじめ利用者及び家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならない。

第6章 通常の事業の実施地域

(通常の事業の実施地域)

第21条 通常の事業の実施地域は次のとおりとする。

柳井市 田布施町 平生町 光市

第7章 サービス利用にあたっての留意事項

(サービス利用にあたっての留意事項)

第22条 サービス利用にあたっては次の事項に留意しなければならない。

- | | |
|------------|----------------|
| ① 面会 | ⑤ 所持品・備品等の持ち込み |
| ② 飲酒・喫煙 | ⑥ 金銭・貴重品の管理 |
| ③ 火気の取扱い | ⑦ 宗教活動 |
| ④ 設備・備品の使用 | ⑧ ペットの持ち込み |

第8章 非常災害対策

(非常災害対策)

第23条 非常災害に関する具体的な計画を立てておくとともに、非常災害に備えるため、消火設備その他必要な設備を設け定期的に避難、救出その他必要な訓練を行わなければならない。

2 非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、非常災害に関する具体的な契約や通報、連携体制について定期的に従業者に周知徹底する。

第9章 その他運営に関する重要事項

(掲示)

第24条 運営規程の概要、介護職員等の勤務体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を事業所の見やすい場所に掲示しなければならない。

(秘密保持等)

第25条 事業所の従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者及びその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 管理者は当該事業所の従事者であったものが、正当な理由がなくその業務上知り得た

利用者及びその家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じなければならない。

3 サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意をあらかじめ文書により得ておかなければならない。

(個人情報)

第26条 個人情報の提供は必要最低限とし、サービス提供に関わる目的以外は利用しません。また、利用者とのサービス利用に関わる契約の締結前からサービス終了後においても、第三者に漏らしません。

個人情報を使用した会議の内容や相手方などについて経過を記録し、請求があれば開示いたします。

個人情報は次の各号について、入所者、代理人及び身元保証人から同意を得た上で行なうこととします。

- ① 介護保険における介護認定の申請及び更新、変更
- ② 利用者に関わる介護計画（ケアプラン）を立案し、円滑にサービスが提供されるために実施するサービス担当者会議での情報提供
- ③ 医療機関、福祉事業者、介護支援専門員、介護サービス事業者、自治体（保険者）、その他社会福祉団体等との連絡調整
- ④ 利用者が、医療サービスの利用を希望している場合及び主治医等の意見を求める必要がある場合
- ⑤ 利用者の利用する介護事業所内のカンファレンス
- ⑥ 行政の開催する評価会議、サービス担当者会議
- ⑦ その他サービス提供で必要な場合
- ⑧ 上記各号に関わらず、緊急を要する時の連絡等
(居宅介護支援事業者に対する利益供与の禁止)

第27条 指定居宅介護支援事業者又はその従業者に対し、利用者に特定の事業者によるサービスを利用させることの代償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。

(居宅介護支援事業者との連携)

第28条 指定通所リハビリテーションを提供するにあたっては、居宅介護支援事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

2 指定通所リハビリテーションの提供の終了に際しては、利用者及びその家族に対して適切な指導を行うとともに、主治医及び居宅介護支援事業者に対する情報の提供並びに保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

(健康手帳への記載)

第29条 健康手帳を有している利用者については、指定通所リハビリテーションに関し健康手帳の医療の記録に係るページに必要な事項を記載しなければならない。

(勤務体制の確保等)

第30条 利用者に対し適切な指定通所リハビリテーションが提供できるよう、従業員の勤務体制を定めておかなければならない。

2 指定通所リハビリテーションの提供は事業者ごとに当該事業者の従業員によって行われなければならない。

3 指定通所リハビリテーション従業員の資質の向上のために、研修の機会を確保しなければならない。

(定員の遵守)

第31条 利用定員を超えて指定通所リハビリテーションの提供を行ってはならない。

(衛生管理)

第32条 利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品又は、医療用具の管理を適正に行なわなければならない。

2 当施設において感染症が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講じるよう努めなければならない。

(苦情処理)

第33条 提供した指定通所リハビリテーションに係る利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、必要な措置を講じなければならない。

(事故発生時の対応)

第34条 指定通所リハビリテーションの提供により事故が発生した場合は当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者、市町等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

2 指定通所リハビリテーションの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

(会計の区分)

第35条 指定通所リハビリテーション事業所ごとに経理を区分するとともに、その他の事業の会計を区分しなければならない。

(記録の整備)

第36条 従業員、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。

2 利用者に対する指定通所リハビリテーションの提供に関する記録を整備し、その完了の日から2年間保存しなければならない。

第37条 介護予防サービス事業所との併設につき、人員の兼務や設備の共用を認める。

第8章 虐待防止のための措置（第40条）

（高齢者虐待防止についての対応）

第40条 高齢者虐待又はその再発を防止するため、次の各号に定める措置を講じる。

- （1） 虐待が発生した場合の対応 速やかに事務所・上司に虐待発生を報告する。
高齢者虐待防止のための指針を整備する。
- （2） 虐待が発生した場合又は虐待を疑う事例が生じた場合に当該事実が報告され、その改善策に従業者に周知徹底する体制を整備する。
- （3） 高齢者虐待の防止のための委員会及び従業員に対する研修を定期的に行う。
 - 2 通所者に対する施設サービスの提供により虐待が発生した場合は速やかに市町村、通所者の家族等に連絡を行うとともに必要な措置を講じる。
 - 3 虐待の状況及び虐待に対してとった処置について記録する。

附則

この規程は平成18年4月1日より施行されるものとする。

平成20年10月 5日改定

平成24年 4月 1日改定

平成25年 4月 1日改定

平成26年 4月 1日改定

平成27年 4月 1日改定

平成28年 4月 1日改定

平成28年10月 1日改定

平成30年 4月 1日改定

平成31年 4月 1日改定

令和 2年 4月 1日改定

令和 6年 4月 1日改定

令和 7年 4月 1日改定